

令和5年度第2回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2023(令和5)年12月18日(月) 15:00~17:30
2. 開催場所 ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B
3. 参加者 立花委員、池田委員、岡田委員、相馬委員、原田委員、森田委員、
藤掛委員、山ノ下委員
※外部参加者・・・地球環境戦略研究機関 鮫島主任研究員
全国林業改良普及協会 仮家次長、安藤主任
※オブザーバー参加・・・林野庁木材利用課
4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課監査官よりご挨拶があり、立花委員に座長をお願いして議事に入った。

議事①国内外の違法伐採問題に関するリスク情報の掲示について
(事務局より説明)

【質疑応答】

(池田委員) 参考となる情報提供サイトについて、この10種類を選んだ理由を教えてください。また、これらのサイトに載っている情報は常に最新の状態なのか。

(鮫島主任研究員) クリーンウッド法のチェックリスト等で要求されている事項が確認できるサイトであり、かつ様々な国を同じ基準で調査してデータを載せているサイトを選んでいる。掲載されている情報が中立的であるか判断が難しいサイトや、複数の国を比較して評価しているわけではないサイトについては、リスク評価として使いづらいため載せていない。

なお、10種類のうち2番目から10番目のサイトに関しては、情報が継続的にアップデートされている。一方、1番目のサイト(ティンバーレックス)は過去に林野庁からFAOに対する拠出金をもって整備されたものなので、最新情報がアップデートされているかどうか確認が必要である。

注：鮫島主任研究員は令和4年度林野庁委託事業である「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査」において、「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」を作成した。

(立花委員) 各サイトの最終更新日時が具体的にわかるような情報を追記すると良いのではないか。

議事②国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について

<検討中のため非公表>

議事③クリーンウッド・ナビの掲載内容の見直しについて

(全国林業改良普及協会より説明)

【質疑応答】

(立花委員) クリーンウッド・ナビの問い合わせ窓口には実際どのくらい問い合わせがあるのか。

(事務局) 電話は週に1-2件、メールはそれ以下の頻度である。

議事④現地視察について

<企業情報が含まれるため非公表>

議事⑤改正クリーンウッド法に関する政令の概要について

(事務局より説明)

【質疑応答】

(立花委員) 資料5の上の四角囲み中、1(3)の例にはFSC認証しか書かれていないが、PEFC認証やSGEC認証も例示として挙げるべきではないか。

(林野庁) わかりやすいように一旦FSC認証のみを記載していたが、委員のご指摘を踏まえ、修正したい。

(岡田委員) 1(3)に「主務大臣・・・が指定する者」とあるが、それは今後決定していくことになるのか。

(林野庁) 今後、告示で定めることとなる。

(岡田委員) 1の(1)・(2)の書類が提出されない場合に(3)の情報があるかどうかという確認になるのだと思うが、実際のところ(2)を取得している輸入材はほぼ存在しない。そのため、輸入材についてはほとんどが(3)の情報を元に判断することになるのではないか。(3)に当てはまりそうなものとして、森林認証だけでなく、例えばCoC認証やコントロールウッド等、トレーサビリティ証明など細かい

ものも含めると様々なものがあるため、(3)の内容を告示で定める際は、具体的な名称を示すのではなく、〇〇という機能を果たすもの、といった幅広く解釈のできる形にしなければならないのではないかと。

(森田委員) 1の(1)・(2)は木材自体に対する証明であるが、(3)は事業者に対する認証であるため、同列で並んでいることに違和感がある。

(林野庁) (3)は、(1)・(2)の木材自体に対する証明を確認した上で主務大臣が指定した事業者が当該木材に対する認証を行ったものを原材料情報として活用できるとするものである。わかりづらい部分もあると思うので、今後告示等を示していく際には留意したい。

(岡田委員) 確認だが、輸入材に関しては、(2)・(3)いずれにも該当する書類が手に入られなかった場合は、合法性確認ができなかったという判断になるのか。

(2)のような輸入証明書を得るためには、輸入先の国がそのようなシステムを持っていないと得ることができない。国によっては山で伐り出してから船積みするまで一気通貫で把握できるシステムがあり、(2)に該当する証明書を出せるところもあるが、非常に限られている。原産国発行の伐採証明書という日本のような仕組みがそもそもない国があることを前提に検討する必要がある。

(林野庁) 輸入材については、日本の森林法に相当する法令が制定されていない国があるということは理解している。そのため、伐採した者が所有権を持っていることを証明する書類も(2)に含むこととしている。上手く運用されるよう考えていきたいので、また個別に相談させていただきたい。

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上